平成27年度弁理士試験 短答式筆記試験問題集

- [1]特許法に規定する審判又は特許異議の申立てにおける手続補正に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 審判請求書が特許法第131条(審判請求の方式)の規定に違反しているときは、請求人に対して相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを特許庁長官が命ずる場合がある。
- (p) 特許無効審判において訂正の請求があり、その訂正の請求により審判請求の理由の要旨を変更する補正をする必要が生じた場合、審判長は、被請求人が当該補正に同意しない限り、当該補正を許可することができない。
- (ハ) 侵害訴訟を提起されたため早急に特許無効審判を請求したが、無効理由の根拠となる 証拠が極めて特殊な外国文献であったため、その入手に相当の時間を要した。請求人が 当該証拠に基づき請求の理由を補正しようとする場合、当該補正が請求の理由の要旨を 変更するものであるときは、当該補正が認められる余地はない。
- (二) 特許異議の申立てを受けて訂正請求書を提出したところ、訂正請求書が、特許法第13 1条(審判請求の方式)第1項の規定に違反するとして補正をすべきことを命じられた 場合、当該命じられた事項についてする補正は、要旨を変更するものであっても認めら れる。
- (*) 審判長は、不適法な審判の請求であって、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、決定をもって当該請求を却下することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [2] 商標の保護対象に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 単一の色彩のみからなる商標は、商標法第3条第2項の規定により、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる商標と認められた場合には、商品等が当然に備える特徴のうち政令で定めるもののみからなる商標(同法第4条第1項第18号)に該当することはない。
- 2 三色の色彩のみからなる商標は、商品の特徴に該当する色彩のみからなることを理由 として、その商標に係る商標登録出願が拒絶される場合はない。
- 3 見る角度により表示される標章が変わるホログラム商標は、一商標一出願の原則に反 するので、商標登録を受けることはできない。
- 4 音からなる商標が、音楽、自然音等の音の要素のみではなく、歌詞等の言語的要素を含むときは、一商標一出願の原則に反するので、商標登録を受けることはできない。
- 5 部分意匠(物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合)として意匠登録された物品の部分は、位置商標として、商標登録を受けることができる場合がある。

- [3] 著作隣接権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、レコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過した時をもって満了する。
- 2 テレビで放送された歌手の歌唱シーンを、販売のため写真に撮影する行為は、放送事業者の複製権の侵害となる。
- 3 著作隣接権は、その一部を譲渡することができる。
- 4 ある歌手のものまねをした歌唱を音楽CDに録音する行為は、当該歌手が実演家として 有する録音権を侵害する。
- 5 テレビ番組でアマチュアとして手品を見せる出演者は、実演家としての著作隣接権を 有する。

〔4〕特許出願の分割、実用新案登録に基づく特許出願又は出願の変更に関し、次のうち、 正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載したものを除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した各手続が取り下げられ、又は却下されることはないものとする。

- 1 実用新案登録の一部の請求項について実用新案登録無効審判が請求され、最初に指定 された答弁書の提出期間を経過した場合であっても、当該無効審判の請求対象である請 求項以外の請求項については、当該実用新案登録に基づく特許出願をすることができる ときがある。
- 2 意匠登録出願を特許出願に変更した場合、当該意匠登録出願は、意匠法第9条第1項 又は第2項に規定されている他の同一又は類似の意匠に係る意匠登録出願との関係にお いて、初めからなかったものとはみなされない。
- 3 特許出願Aの分割に係る新たな特許出願Bをした場合、出願Aについて提出された書面について、出願Bと同時に特許庁長官に提出されたものとみなされる書面はない。
- 4 特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その仮専用実施権者の承諾を得なければ、その特許出願の変更をすることはできないが、その特許出願の分割に係る新たな特許出願はすることができる。
- 5 特許出願Aにおいて、発明イは特許請求の範囲のみに記載され、発明口は明細書のみに記載されていた。その後、出願Aについて発明口を特許請求の範囲に記載する補正をすることなく、発明口を新たな特許出願Bの特許請求の範囲に記載して、出願Aの分割に係る特許出願をした。このとき、出願Bが、出願Aの時にしたものとはみなされる場合はない。

- [5]特許法に規定する手続に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 法人でない社団であって、代表者又は管理人の定めがあるものであっても、その名において、特許異議の申立てをすることはできない。
- (p) 特許無効審判において、特許権者**甲**が証拠調べを申し立てた後その特許権を**乙**に移転した。この場合、**乙**が特許権の移転後に新たな証拠調べの申立てをしなくとも、当該審判において、証拠調べの申立てがあったものとして取り扱われる。
- (n) 被保佐人の特許権に係る特許に対して特許異議の申立てがされた場合、その被保佐人は、保佐人の同意を得ることなく、その特許異議の申立てについて手続をすることができる。
- (二) 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、特許 異議の申立ての期間を延長することができる。
- (ホ) 未成年者は、原則として、法定代理人によらなければ特許無効審判を請求することができないが、未成年者が婚姻をしている場合は、その未成年者は特許無効審判を請求することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 9
- 4 4 2
- 5 5つ

- [6]特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 国際予備審査報告に係る国際出願の出願人又は選択官庁は、国際予備審査報告に列記された文献であって国際調査報告には列記されていないものの写しの送付を、国際出願日から7年の期間いつでも、国際予備審査機関に請求することができる。
- (p) 特許協力条約第19条の規定に基づく補正が行われておらず、かつ、そのような補正書を提出する期間が満了していない場合、出願人は、国際予備審査の請求書における補正に関する記述に、国際予備審査機関が国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望するときには、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を表示することができる。この場合において、国際予備審査機関は、同条の規定に基づく補正書の写しを受領するか、同条の規定に基づく補正をすることを希望しない旨の通知を出願人から受領しない限り、国際予備審査を開始することができない。
- (ハ) 国際予備審査の請求書が提出される前になされた特許協力条約第19条の規定に基づく補正は、特許協力条約第34条の規定に基づく補正により差し替えられ又は取り消されたものとみなされる場合を除き、国際予備審査のために考慮に入れる。
- (二) 特許協力条約第34条の規定に基づき明細書を補正する場合に、差し替え用紙に添付することが要求される補正の根拠を表示する書簡であって、差し替えられる用紙と差し替え用紙との相違について注意を喚起する書簡が差し替え用紙に添付されていないときは、国際予備審査報告は、その補正が行われなかったものとして作成することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

〔7〕商標法第2条に規定する商標の定義等に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 「小売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務に類似するものの範囲には、当該役務において取り扱われる商品が含まれる場合がある。
- 2 ホテルがそのホテル名からなる商標を付したバスローブを宿泊客の利用に供する行為 は、役務についての商標の使用に該当するが、ホテルが当該バスローブを販売する行為 は、商品についての商標の使用に該当する場合がある。
- 3 「グルメの王国」と表示した店内の商品棚の上に弁当を陳列した場合、当該弁当に直接「グルメの王国」の表示が付されていないとしても、商品「弁当」についての商標「グルメの王国」の使用に該当する場合がある。
- 4 飲食店の店内に置かれた「グルメの妖怪」というキャラクターが、飲食物の提供に際して、言語的要素のない一定の同じ音を発する行為は、音の商標の使用に該当する場合がある。
- 5 商標の使用について、「グルメの妖怪」というキャラクターの図形の平面商標を、飲食店の壁に凹凸のある形状で付したときに、当該平面商標の使用に該当する場合はない。

- [8]特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査(以下、 「前置審査」という。)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があったときは、拒絶をすべき旨の査定をした審査官に、その請求を審査させなければならない。
- (n) 審判官は、拒絶査定不服審判の請求と同時にされた願書に添付した特許請求の範囲の補正が、当該補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、当該補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定される発明とが、特許法第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとならないと判断した場合、決定をもってその補正を却下しなければならない。
- (ハ) 前置審査において、審査官は、拒絶査定不服審判の請求前にした明細書、特許請求の 範囲又は図面の補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載 した事項の範囲内においてされていないものと判断した場合、そのことを理由として拒 絶の理由を通知する場合がある。
- (二)審判官は、前置審査に付された拒絶査定不服審判の請求を理由があると判断した場合、拒絶をすべき旨の査定を取り消し、さらに前置審査に付すべき旨の審決をすることができる。
- (ホ) 前置審査においても、拒絶査定不服審判と同様に、審判請求人を審尋することができる規定がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [9]特許異議の申立てに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 特許異議申立書を提出した特許異議申立人は、特許異議の申立てをすることができる 期間の経過前であっても、特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の表示の要旨を変更 する補正をすることができない場合がある。
- (p) 特許異議の申立てに係る特許権について専用実施権を有する者が、当該特許異議の申立ての参加人である場合においては、特許権者は、当該専用実施権者の承諾を得なくとも、願書に添付した特許請求の範囲、明細書又は図面の訂正を請求することができる。
- (ハ) 特許異議の申立てについての審理は、いかなる場合でも書面審理による。
- (二) 特許異議の申立ては、特許法第120条の5第1項の規定による通知(いわゆる取消理由通知)があった後は、特許権者の承諾があっても取り下げることができない。
- (ホ) 特許権の設定の登録の直後に請求された訂正審判において特許請求の範囲の訂正をすべき旨の審決が確定した場合、特許異議の申立てをすることができる期間の経過前であれば、その訂正が実質上特許請求の範囲を変更するものであることを理由にした特許異議の申立てをすることができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 9
- 4 4 2
- 5 5つ

- [10] 著作物に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 国の作成した白書は、著作権法上の保護の対象とはならない。
- 2 即興のダンスで創作性のあるものは、著作物となる。
- 3 航空カメラで撮影した写真を、地図と同じ投影法になるように補正したものは、著作物となる。
- 4 優れたデザインに与えられる賞を受賞した自動車の外観は、著作物となる。
- 5 新たに作成された独創的なプログラム言語は、著作物となる。

- 〔11〕特許法に規定する国際特許出願又は実用新案法に規定する国際実用新案登録出願に 関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 外国語でされた国際特許出願については、国内書面提出期間の満了前2月から満了の日までの間に、国内書面を提出した場合、優先日から32月以内に明細書、請求の範囲、図面(図面の中の説明に限る。)及び要約の日本語による翻訳文を、特許庁長官に提出しなければならない。
- 2 外国語でされた国際特許出願については、当該出願の翻訳文及び国内書面を提出し、 かつ、納付すべき手数料を納付した後、拒絶理由通知を受けるか特許査定の謄本の送達 があるまでは、いつでも手続の補正(特許協力条約第19条に基づく補正及び特許協力条 約第34条に基づく補正を除く。)をすることができる。
- 3 実用新案法第48条の3第1項の規定により実用新案登録出願とみなされた、日本語による国際出願については、国内書面を提出し、かつ、納付すべき手数料を納付した後でなければ、特許出願への変更をすることができない。
- 4 国際実用新案登録出願の第1年から第3年までの各年分の登録料の納付については、 国内書面の提出と同時に一時に納付しなければならない。
- 5 特許協力条約第19条に基づく補正をした外国語でされた国際特許出願については、国際出願日における請求の範囲の翻訳文が提出されず当該補正後の請求の範囲の翻訳文が提出された場合、当該補正後の請求の範囲の翻訳文を願書に添付して提出された特許請求の範囲とみなすが、国際出願日における請求の範囲の翻訳文と当該補正後の請求の範囲の翻訳文とが提出された場合には、国際出願日における請求の範囲の翻訳文を願書に添付して提出された特許請求の範囲とみなす。

- [12] 意匠法第7条(一意匠一出願)及び同法第8条(組物の意匠)に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 「意匠に係る物品」として「陶器」と記載され、花瓶が記載された図面が添付された 意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たす。
- (p) 「意匠に係る物品」として「花瓶」と記載され、造花の入った花瓶が記載された図面が添付された意匠登録出願は、意匠法第7条に規定する要件を満たす。
- (ハ) 意匠登録出願について意匠法第7条に規定する要件を満たさない場合は、意匠法第17条の規定により拒絶の理由となり、意匠法第48条の規定により意匠登録の無効の理由となる。
- (二) 組物を構成する物品に表された模様が、観念上関連性があるもので統一されている場合は、意匠法第8条に規定する要件を満たす。
- (ホ) 組物の意匠**イ**について意匠登録出願をした場合、**イ**に類似する組物の意匠**ロ**について、**イ**を本意匠とする関連意匠として意匠登録出願をし、他の登録要件を満たすことを条件に意匠登録を受けることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 9
- 4 4 2
- 5 5つ

- [13] 実用新案登録に関し、次の(4)~(*)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 実用新案登録に基づく特許出願をし、その実用新案権を放棄した後においても、何人も、特許庁長官に、その登録実用新案に係る実用新案技術評価を請求することができる。
- (n) 実用新案登録出願についての願書に添付した実用新案登録請求の範囲に考案**イ**及び考案**口**が記載され、その出願について実用新案登録がされた。その実用新案権者は、特許請求の範囲に考案**イ**のみを記載した実用新案登録に基づく特許出願をするとともに、その実用新案権を放棄した。その後、その実用新案権者は、特許請求の範囲に考案**ロ**のみを記載した実用新案登録に基づく特許出願をすることができる。
- (ハ) 実用新案登録に基づく特許出願をした場合、実用新案登録の願書に添付した明細書、 実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内であれば、当該特許出願の特 許請求の範囲に記載された発明が方法の発明であるとしても、当該特許出願は、その実 用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなされることがある。
- (二) 実用新案登録出願の願書に添付した明細書の記載が著しく不明確であるとき、特許庁長官は、実用新案登録出願人に、相当の期間を指定して、その明細書について補正をすべきことを命じることができる。この場合、実用新案登録出願人が、指定された期間内にその補正命令に対する補正をしないとき、特許庁長官は、その出願を却下することができる。
- (ホ) 実用新案登録について、実用新案権者から実用新案技術評価の請求があったとき、その実用新案登録に基づく特許出願をすることはできない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [14] 特許出願についての拒絶査定不服審判又は特許法第162条に規定する審査(以下、 「前置審査」という。)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 拒絶査定不服審判を請求する者は、前置審査をする審査官について審査の公正を妨げるべき事情があるときは、これを忌避することができる。
- 2 前置審査において、拒絶査定不服審判の請求と同時にした明細書の補正が、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてされていないとき、審査官は、審判請求の理由から見て当該補正を却下すれば特許をすべき旨の査定をすることができると判断した場合には、決定をもってその補正を却下し、その審査の結果を特許庁長官に報告しなければならない。
- 3 外国語書面出願の出願人が拒絶査定不服審判の請求と同時に誤訳訂正書を提出してしたその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書の補正が、外国語書面に記載した事項の範囲内においてされていないものと認められたときは、審判官は、そのことを理由としてその補正を却下する場合がある。
- 4 拒絶をすべき旨の査定を受けた者は、その査定の謄本の送達があった日から3月以内に拒絶査定不服審判を請求することができないことにつき、その責めに帰することができない理由がなくとも、その査定の謄本の送達があった日から3月経過後に拒絶査定不服審判を請求することができる場合がある。
- 5 拒絶査定不服審判において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が決定をもって却下された場合、当該審判の請求人は、裁判所に当該決定に対する訴えを提起することができる。

- [15] 商標権の効力に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- (4) 商標の類否は、対比される両商標が同一又は類似の商品に使用された場合に、商品の 出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには 商標の外観、観念、称呼により判断すべきであって、これら以外の要素を踏まえて判断 すべきではない。
- (p) 商標権者は、自己の商標権に基づく登録商標の使用料相当額の損害(商標法第38条第3項)を主張するときは、いかなる場合であっても、権利侵害の事実、損害の発生及び通常受けるべき金銭の額を主張立証しなければならない。
- (ハ) 著名なアニメーションキャラクターについて、その著作権者の承諾を得て、当該キャラクターを表示した被服を販売する行為は、いかなる場合であっても、被服を指定商品とする当該キャラクターの図形の商標に係る他人の商標権を侵害する。
- (二) 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は商標権を侵害するが、そのような商品の輸入であっても、当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係がある場合であれば、いわゆる真正商品の並行輸入として、いかなるときも商標権侵害にあたることはない。
- (ホ) 登録商標に類似する標章を第三者がその製造販売する商品につき商標として使用した 場合であっても、当該登録商標に顧客吸引力が全く認められず、登録商標に類似する標 章を使用することが第三者の商品の売り上げに全く寄与していないことが明らかなとき は、得べかりし利益としての使用料相当額の損害が生じない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [16] 特許権の存続期間に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 以下において、「政令で定める処分」とは、特許権に係る特許発明の実施について安全 性の確保等を目的とする法律の規定による許可その他の処分であって当該処分の目的、手 続等からみて当該処分を的確に行うには相当の期間を要するものとして政令で定めるもの をいう。
- (イ) 政令で定める処分を受けることが必要であるために、その特許発明の実施をすることができない期間があったときは、5年を限度として、延長登録の出願によりその特許権の存続期間を延長することができる。
- (p) 政令で定める処分を受けるための申請に添付される資料を作成するためになされる特許権の存続期間の満了前に行われる試験には、特許権の効力は及ばないことがある。
- (ハ) 政令で定める処分を受けるために特許発明の実施をすることができない期間は、その 処分の申請人にその処分が到達することにより処分の効力が発生した日の前日を終期と する。
- (二) 特許権の存続期間の延長登録の出願を審査する審査官は、その特許発明の実施に政令で定める処分を受けることが必要であったとは認められない場合において、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、あらかじめ拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (ホ) 特許権に係る特許発明の実施をするために政令で定める処分 β が必要である場合において、その処分 β に先行する政令で定める処分 α に係る実施の態様が、その特許権についてのいずれの請求項に係る特許発明の技術的範囲にも属しないときは、その先行する処分 α がされていることを根拠として、その特許権の特許発明の実施に処分 β を受けることが必要であったとは認められないということはできないことがある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 2
- 5 5つ

- [17] 特許無効審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされた場合、その発明をした発明者でなければ、当該特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができない。
- 2 特許権の設定登録がされた後であれば、特許権の消滅後においても特許無効審判を請求することはできるが、特許無効審判により請求項が1のみである特許を無効にすべき旨の審決が確定した後は、その特許について、新たに特許無効審判を請求できる場合はない。
- 3 請求項1及び2に係る特許について特許無効審判が請求された後に、請求項1及び2 に係る特許権が放棄された場合、その特許無効審判の請求は、審決をもって却下される。
- 4 特許無効審判では、被請求人が答弁書を提出した後であっても、被請求人が承諾すれば、審理の終結の通知がされるまで審判の請求を取り下げることはできるが、審理の終結の通知がされた後は審判の請求を取り下げることはできない。
- 5 審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に 理由があると認めるときであっても、審決の予告をしないことがある。

- [18] 意匠登録出願の分割・出願変更に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 意匠登録出願人は、その意匠登録出願の拒絶すべき旨の審決に対する訴えが裁判所に 係属している場合に、その意匠登録出願を分割することができる。
- 2 組物の意匠を出願した意匠登録出願人は、その組物を構成する物品に係る意匠ごとに、 その意匠登録出願を分割することができる場合はない。
- 3 特許出願人は、その特許出願について意匠登録出願に変更しようとするとき、その特 許出願についての仮専用実施権者**甲**と、**甲**から許諾を受けた仮通常実施権者**Z**があると きは、**甲乙**双方の承諾を得なければならない。
- 4 特許出願の願書に添付された明細書及び図面に複数の意匠が表されている場合、その 特許出願人が当該特許出願を意匠登録出願に変更しようとするときは、複数の意匠登録 出願とすることができる。
- 5 立体商標に係る商標登録出願をした商標登録出願人は、その商標登録出願を意匠登録 出願に変更することができる。

〔19〕仮専用実施権又は仮通常実施権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、(n)において、「明細書等」は、特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面をいう。

- (イ) 特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権 について、仮専用実施権を設定することができるが、実用新案登録を受ける権利を有す る者が、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、仮 専用実施権を設定することは、実用新案法に規定されていない。
- (p) 特許出願Aの出願人甲は、乙に対して出願Aの明細書等に記載した事項の範囲内において仮通常実施権を許諾した。出願人甲が出願Aを基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権を主張して特許出願Bをした場合、仮通常実施権の設定行為に別段の定めがないときは、出願Bの明細書等に記載した事項の範囲内については、出願Aの明細書等に記載していない事項についても、乙に対して仮通常実施権が許諾されたものとみなされる。
- (ハ) 特許出願人は、その特許出願について仮通常実施権者があるときは、その承諾を得なくとも、その特許出願を放棄することができる。
- (二) 従業者がした発明について、その発明が職務発明に当たらないときは、あらかじめ使用者に仮専用実施権を設定することを定めた勤務規則は、特許法第35条第2項の規定により無効となる。
- (ホ) 仮通常実施権者は、その仮通常実施権の許諾後に、かつ、その仮通常実施権の許諾がされた特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権の設定登録がされるよりも前に、当該特許を受ける権利を取得した者に対しても、その効力を有する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 2
- 5 5つ

- [20] 意匠登録の対象について、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 噴水機には、水の放出力と放出角度を変化させることによって様々な放水の形状を実現することができるものがある。その放水の形状は、意匠登録の対象となる。
- 2 電気掃除機の内部にあり、外部から視認できないモーターの形状は、電気掃除機の部分として意匠登録の対象となる。
- 3 マフラーは、販売時において結んだ形状で展示されている。マフラーを結んだ形状は、 意匠登録の対象となる。
- 4 多数の食材によって作られた巻き寿司の形状は、意匠登録の対象となる。
- 5 ターメリックライスに用いられる粉の形状は、意匠登録の対象となる。

- [21] 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 地理的表示に関して、加盟国は、利害関係を有する者に対し、商品の特定又は提示に おいて、当該商品の地理的原産地について公衆を誤認させるような方法で、当該商品が 真正の原産地以外の地理的区域を原産地とするものであることを表示し又は示唆する手 段の使用を防止するための法的手段を確保しなければならない。
- (n) 加盟国は、新規性のある化学物質を利用する医薬品又は農業用の化学品の販売の承認の条件として、作成のために相当の努力を必要とする開示されていない試験データその他のデータの提出を要求する場合には、不公正な商業的使用から当該データを保護しなければならない。
- (n) 1 のぶどう酒又は蒸留酒を特定する地理的表示を含むか又は特定する地理的表示から構成される商標の登録であって、当該1 のぶどう酒又は蒸留酒と原産地を異にするぶどう酒又は蒸留酒についてのものは、職権により(加盟国の国内法令により認められる場合に限る。)又は利害関係を有する者の申立てにより、拒絶し又は無効としなければならない。
- (二) 加盟国は、特許出願人に対し、外国における出願及び特許の付与に関する情報を提供することを要求しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 >
- 4 4 つ
- 5 なし

- [22] 特許法に規定する審判又は再審における手続に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) **甲**が特許**A**の請求項1について特許無効審判を請求し、**乙**が同一の特許**A**の請求項2 について特許無効審判を請求する場合において、**甲**及び**乙**は共同して審判を請求することができる。
- (p) 審判における証拠調べにおいて、当事者が文書提出命令に従わないときは、そのこと を理由として、審判官は当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることがで きる。
- (n) 審判官又はその配偶者もしくは配偶者であった者が事件の特許異議申立人であったとき、その審判官はその職務の執行から除斥される。
- (二) 特許Aの請求項1に記載された発明に対して無効理由 a で特許無効審判が請求されている場合において、特許Aの請求項2に記載された発明に関しても無効理由 a を有すると判断したときは、当該請求項2について無効理由 a を当事者に通知して意見を申し述べる機会を与えた上で、当該請求項2に係る特許を無効にすべき旨の審決をすることができる。
- (*) 特許異議の申立てにおける確定した取消決定に対しては、再審を請求することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [23] 不正競争防止法の商品等表示の保護に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 商品に付された色彩の組み合わせが商品等表示として保護されるのは、著名性を獲得した場合のみであり、周知性を獲得したにすぎない場合は、保護されない。
- 2 商品の形態は、その商品が日本で販売されてから3年間は、不正競争防止法第2条第 1項第3号で商品の形態として保護されているため、その形態が周知性を獲得したとし ても、商品等表示としては保護されない。
- 3 商品に付された模様は、その商品の形状と結合している限りで商品等表示として保護 され、模様のみでは、周知性を獲得したとしても商品等表示として保護されない。
- 4 玩具会社が、実在する自動車をエンブレムも含めて忠実に再現したミニカーを販売する行為は、そのエンブレムが著名である場合でも、不正競争とならない。
- 5 役務の提供の際に使用される物に付された表示は、その物自体が需要者に対して譲渡されない限り、商品等表示として保護されない。

- [24] 意匠法第3条の2 (意匠登録の要件) に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、特に文中に示したものを除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとする。
- 1 **甲**が「カメラ」のレンズ部分の部分意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠登録を受けた。**乙**は、**A**の出願の日後、**A**に係る意匠公報の発行の日前に、**A**に係る意匠公報に掲載された**A**の願書に添付された図面に表された意匠の一部であるストロボ部分の意匠と類似する、「カメラ」のストロボ部分の部分意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。**B**は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶されることはない。
- 2 **甲**が「一組の紅茶セット」の組物に係る意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠登録を受けた。**乙**は、**A**の出願の日後であって**A**に係る意匠公報の発行の日前に、当該一組の紅茶セットを構成する物品の一つである砂糖入れの意匠に類似する、「砂糖入れ」の意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。**B**は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶されることはない。
- 3 甲が「コーヒーわん及び受け皿」に係る意匠イについて秘密にすることを請求して意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。 Zは、Aの出願の日後、Aの願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しないAに係る意匠公報の発行の日前に、イの一部である「コーヒーわん」と類似する、「コーヒーわん」の意匠口について意匠登録出願Bをした。Aに係る秘密請求期間の経過前に、イの存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして、Bに係る拒絶の理由がZに通知されることはない。
- 4 甲が「自動車」の意匠**イ**について秘密にすることを請求して意匠登録出願**A**をし、意匠登録を受けた。甲は、**A**の願書及び願書に添付した図面の内容を掲載しない**A**に係る意匠公報の発行の日後、秘密請求期間経過後に発行される意匠公報の発行の日前までに、「自動車」のドアミラー部分の部分意匠口について意匠登録出願**B**をした。**B**は、**イ**の存在を理由に意匠法第3条の2の規定に該当するとして拒絶されることはない。
- 5 甲が「腕時計」のバンド部分の部分意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠登録を受けた。 Zは、Aの出願の日後、Aに係る意匠公報の発行の日前に、Aに係る意匠公報に掲載されたイと類似する「腕時計バンド」の意匠口について意匠登録出願Bをした。 ZがBについて意匠法第3条の2の規定に該当する拒絶理由の通知を受けた後に、Zが甲に口の意匠登録を受ける権利を譲渡しても、Bは、イの存在を理由に拒絶される。

- [25] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (イ) 発明者が自己の発明に付与された特許証に発明者として記載される権利は、発明者の 人格権として認められるものであり、その権利行使の手続は各同盟国の国内法令によっ て定められる。
- (p) 意匠の保護は、当該意匠の実施をしないことにより又は保護される意匠に係る物品を 輸入することによっては、失われない。
- (n) 同盟国の行政機関又は司法機関は、悪意で登録を受け又は使用された、周知商標と抵触する商標の登録を無効とし、又は使用を禁止することの請求については、期間を定めないものとする。
- (二) 実用新案は、実用新案権者がその実用新案を取得した国に、いずれかの同盟国で製造されたその実用新案に係る物を輸入する場合にも、効力を失わない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [26] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 出願人は、国際出願の写しを指定官庁に送付することをいつでも国際事務局に要請することができるが、当該要請のための手数料の支払は必要とされない。
- (p) 出願人がその居住者である締約国の国内官庁を受理官庁として国際出願を行う場合、 出願人は、国際調査報告を受け取った後、所定の期間内に当該国内官庁に補正書を提出 することにより、国際出願の請求の範囲について1回に限り補正をすることができる。
- (ハ) 出願人は、国際出願を国際事務局に対して行うことができるが、その場合、出願人がいずれの締約国の居住者又は国民であるかは問われない。
- (二) 国際出願が国際調査を行う国際調査機関により認められていない言語によりされた場合には、出願人は、受理官庁が国際出願を受理した日から1月以内に当該受理官庁に次の(i)~(ii)のすべてを満たす言語による翻訳文を提出する。
 - (i) 当該国際調査機関が認める言語
 - (ii) 国際公開の言語
 - (iii) 国際出願が国際公開の言語でされる場合を除き受理官庁が国際出願のために認める言語
- (ホ) 出願人がその国民である締約国の国内官庁を受理官庁として国際出願を行う場合、願書には、指定国が適用する国内法令のために、発明者の特定に関する申立てを含めることができる。当該申立てについて、出願人は、優先日から16月の期間内に当該国内官庁に提出する書面によって、願書に補充し又は追加することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

- [27] 特許権等の侵害に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許権の侵害に係る訴訟において、特許権者が侵害の行為を組成したものとして主張 する物の具体的態様を否認するにもかかわらず、相手方が、相当の理由なく、自己の行 為の具体的態様を明らかにしない場合、制裁措置は設けられていないが、裁判官の心証 に影響を与えることはある。
- 2 特許法第101条第2号(侵害とみなす行為)に規定する「発明による課題の解決に不可欠なもの」とは、請求項に記載された発明の構成要素とは異なる概念であり、発明の構成要素以外にも、物の生産や方法の使用に用いられる道具、原料なども含まれ得る。
- 3 他人の特許権を侵害した者は、その侵害の行為について過失があったものとみなす。
- 4 専用実施権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、裁判所が当該侵害の 行為による損害の計算をするために必要な事項について鑑定を命じたときは、当事者は、 鑑定人に対し、当該鑑定をするために必要な事項について説明しなければならない。
- 5 裁判所は、特許権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、当事者に対し、 当該侵害行為について立証するため、必要な書類の提出を命じることができる場合があ る。

- 〔28〕不正競争防止法第2条第1項第3号で保護される「商品の形態」に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 最終製品の一部分を構成する部品の形態は、「商品の形態」には含まれない。
- 2 需要者が、商品を使用する際に、通常目にすることがない商品内部の形状や模様は、 「商品の形態」には含まれない。
- 3 商品の手触りなどの質感は、「商品の形態」には含まれない。
- 4 商品に付けられた香りも、「商品の形態」に含まれる。
- 5 複数の商品を組み合わせて、1つの箱に収納されたセット商品の外観は、「商品の形態」には含まれない。

- [29] 意匠登録出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 意匠に係る物品の大きさを願書に記載しなくてもよいのは、その意匠に係る物品の記載又は願書に添付した図面、写真若しくはひな形によってその意匠の属する分野における通常の知識を有する者がその意匠に係る物品の大きさを理解することができてその意匠を認識することができるときである。
- 2 物品の操作の用に供される画像がその物品に対する操作により変化する場合において、 その変化の前後にわたるその画像について意匠登録を受けようとするときは、その旨及 びその物品に対する当該操作の説明を願書に記載しなければならないとは意匠法に規定 されていない。
- 3 意匠登録を受けようとする意匠を見本で現す場合においては、その意匠に係る物品の 全部又は一部が透明であるときに、その旨を願書に記載する必要はない。
- 4 願書に添付した図面、写真又はひな形に意匠登録を受けようとする意匠の色彩を付するときは、その色彩のうち白色と黒色双方の彩色を省略することができる。
- 5 意匠登録を受けようとする者は、写真、ひな形又は見本の別を願書に記載することにより、意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面に代えて、その意匠を現した写真、 ひな形又は見本を提出することができる。

- [30] 特許料の納付等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 利害関係人は、特許権者の意思に反しても特許料を納付することができるが、この場合、特許権者に対して、その費用の償還を請求する権利を有しない。
- 2 特許を無効にすべき旨の審決が確定した場合、特許権は初めから存在しなかったもの とみなされるので、当該特許権の特許料を納付した者は、既納付の特許料の全額の返還 を請求することができる。
- 3 特許権者が、特許料の納付期間の経過後6月以内に特許料及び割増特許料を追納した 場合においては、当該納付期間の経過の時に一旦消滅した特許権が、当該納付期間の経 過の時にさかのぼって存続していたものとみなされる。
- 4 特許法第112条の2 (特許料の追納による特許権の回復)の規定により特許権が回復 した場合において、回復した特許権の効力は、特許権の回復の登録後における第三者に よる当該発明の実施行為には及ばないことがある。
- 5 特許庁長官は、特許料を納付すべき者の請求により、特許権の存続期間の満了までの 全ての各年分の特許料について、30日以内を限り特許料の納付期間を延長することがで きる。

〔31〕意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、分割又は変更に係るものでも、補正後の新出願でもないとし、かつ、名義人の変更もないものとする。

- 1 甲が意匠イについて意匠登録を受ける権利の全部を譲り受けた後、イの創作者**乙**が、 甲に無断でイを公然知られた状態にし、その事実を知った甲が、イの公開後6月以内に、 イについて意匠登録出願Aをした。甲が、イについての新規性喪失の例外の規定の適用 を受けるためには、Aと同時にその旨を記載した書面を提出し、かつ、イが当該適用を 受けることができる意匠であることを証明する書面をAの出願日から30日以内に提出し なければならない。
- 2 **甲**は、「卓上電子計算機」の意匠**イ**を自ら創作し、ウェブページ上で不特定の一般公衆に公開し、その1月後に**イ**の形状をそのまま模した「チョコレート」の意匠**ロ**を自ら創作し、販売を開始した。**甲**が、**ロ**を公開して3月後に、**ロ**に係る意匠登録出願をするとき、**イ**についてのみの新規性喪失の例外の規定の適用を受ければ、**ロ**について意匠登録を受けることができる場合がある。
- 3 意匠**イ**について意匠登録を受ける権利を有する**甲**が、**イ**に係る物品をパリ条約の同盟 国において販売を開始し、その4月後に**イ**について当該同盟国に出願をした。**甲**が、さ らに3月後に、この出願を第一国出願としてパリ条約による優先権の主張をして、日本 国で意匠登録出願をすれば、**イ**についての新規性喪失の例外の規定の適用を受けること ができる場合がある。
- 4 甲は、自ら創作した意匠**イ**に係る物品の販売を開始し、その後、**イ**について意匠登録 出願**A**をした。甲の販売開始後、**A**の出願前に、**乙**が、**イ**に類似する意匠**口**を自ら創作 し、公然知られた状態にしたとき、甲が**イ**について意匠登録を受けることができる場合 はない。
- 5 **甲**が自ら撮影した風景写真**イ**を、写真雑誌で初めて一般公開した。**イ**に対する読者の評判がよかったので、**イ**の公開から2月後に、**甲**が、長方形の「マウスパッド」の表面全体に**イ**をそのまま表した意匠**ロ**を創作し、販売を開始した。**甲**が、**ロ**を公開して3月後に、**ロ**に係る意匠登録出願をするとき、**イ**及び**ロ**についての新規性喪失の例外の規定の適用を受けることにより、意匠登録を受けることができる場合がある。

- 〔32〕特許出願についての要件及び出願公開に関し、次の(4)~(*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 甲は発明イに係る資料を学会で配付した後、その特許を受ける権利を**乙**に譲渡した。 その後、**乙**は発明**イ**の代わりに、発明**イ**の改良発明である発明**ロ**について特許出願をす るとともに、発明**イ**について発明の新規性の喪失の例外(特許法第30条)の適用を受け た。この場合、審査官は、発明**イ**に係る当該資料を、頒布された刊行物として、いわゆ る進歩性に係る特許法第29条第2項の規定に基づく拒絶の理由を通知することはない。
- (p) **甲**は特許出願とともに発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を提出した。当該特許出願をした翌日であって、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を提出する前に、大規模な自然災害の発生という**甲**の責めに帰することができない理由により、**甲**は当該証明する書面の提出ができなくなった。その災害発生から9月後に**甲**の業務活動が可能となった場合、その可能となった日から14日(**甲**が在外者のときは2月)以内であれば、その証明する書面を特許庁長官に提出し、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられることがある。
- (ハ) 特許請求の範囲に、発明の詳細な説明に記載した複数の発明の1つについてのみ記載 し、他の発明については記載しないものであることのみを理由として、特許法第36条第 6項に規定する特許請求の範囲の記載要件に違反することはない。
- (二) 特許法第41条の規定による優先権の主張を伴う特許出願が特許庁に係属しているが、 出願審査の請求又は出願公開の請求のいずれもなされていない。当該特許出願の願書が 特許庁長官に提出された日から1年6月を経過していない場合においても、特許庁長官 は、その特許出願について出願公開をすることがある。
- (本) 特許出願について出願公開がされた後、特許権の設定の登録がされた。このとき、出願公開がされた特許出願に係る発明であることを知らないでその登録前に業としてその発明を実施した者に対し、その発明の内容を記載した書面を提示した警告をしていなくとも、その特許出願に係る特許権者について、特許法第65条第1項の規定による補償金の支払請求権が認められる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [33] 意匠を実施する権利に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 意匠権者は、その登録意匠に類似する意匠が意匠法第26条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその登録意匠に類似する意匠の実施をするための通常実施権の許諾について協議を求めることができる。
- 2 意匠登録出願の日前の意匠登録出願に係る意匠権のうち登録意匠に類似する意匠に係る部分がその意匠登録出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の範囲内において、当該意匠権について通常実施権を有する。
- 3 意匠登録出願に係る意匠を知らないで自らその意匠の創作をして、意匠権の設定の登録の際現に日本国内においてその意匠の実施である事業をしている者(先使用による通常実施権者を除く。)は、次の(i)及び(ii)のいずれにも該当する場合に、その実施をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠登録出願に係る意匠権について通常実施権を有する。
 - (i) その意匠登録出願の日前に、自らその意匠について意匠登録出願をし、当該意 匠登録出願に係る意匠の実施である事業をしている者であること。
 - (ii) (i)の自らした意匠登録出願について、その意匠登録出願に係る意匠が意匠 法第3条第1項第1号に該当し、拒絶をすべき旨の査定が確定した者であるこ と。
- 4 意匠権についての通常実施権者は、意匠法の規定により又は設定行為で定めた範囲内において、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。
- 5 意匠権者は、その意匠権のうち登録意匠に係る部分がその意匠登録出願の日と同日の出願に係る他人の特許権と抵触するときは、業としてその登録意匠の実施をすることができない。

- [34] 商標登録出願の手続に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- (4) 登録商標が自己の業務に係る指定商品又は指定役務を表示するものとして、需要者の 間に広く認識されていなければ、商標登録出願人は、その登録商標と同一の標章につい ての商標登録出願を、防護標章登録出願に変更することができない。
- (n) 商標に係る文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するものであって、その変化の前後にわたるその文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合からなる商標について商標登録を受けようとするとき、商標登録出願人は、経済産業省令で定めるところにより、その商標の詳細な説明を願書に記載しなければならない。
- (ハ) 政府等(政府又は地方公共団体)以外の者が開設する博覧会であって、特許庁長官の 定める基準に適合するものに出展した役務について、その商標の使用をした役務を出展 した者がその出展の日から6月以内にその役務を指定役務として商標登録出願をしたと きは、その商標登録出願は、その出展の時にしたものとみなされる。
- (二) 商標登録出願に係る指定役務について、第35類の「衣料品、飲食料品及び生活用品に係る各種商品を一括して取り扱う小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(総合小売等役務)を指定した場合に、これを第35類の「飲食料品の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」(特定小売等役務)に変更する補正は、要旨を変更するものとして却下されることはない。
- (ホ) 商標登録出願人は、その団体商標の商標登録出願が査定又は審決が確定した後は、通 常の商標登録出願(団体商標の商標登録出願及び地域団体商標の商標登録出願以外の商 標登録出願) に変更することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 なし

[35] 商標権の設定登録・移転・存続期間の更新等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標権の設定の登録を受ける者は、商標登録をすべき旨の査定又は審決の送達があった日から30日を経過したとしても、その登録料を分納することができる場合がある。
- (p) 商標権者が、その商標権の存続期間満了前6月から満了の日までに、更新登録の申請を行わなくても、当該商標権は当然には消滅せず、存続期間は更新されたものとし、存続期間満了後6月間に更新登録の申請がないときに、その商標権は遡及して消滅したものとみなされる。
- (ハ) 商標権の存続期間の満了前6月から満了の日までの間に、商標権者が更新登録の申請をすることができないときは、本人の責めに帰することができない理由がある場合にのみ、その期間が経過した後6月以内にその申請をすることができる。
- (二) 商標権の分割は、商標権の消滅後においても、することができる場合がある。
- (ホ) 公益に関する事業であって営利を目的としないものを行っている者がその事業を表示 する著名な標章について商標登録を受けたときは、その商標権は、一般承継であっても、 その事業とともにする場合を除き、移転することができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 >
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [36] 不正競争防止法上の救済に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 製造工程に関する営業秘密の使用による不正競争については、その工程によって製造された製品の販売によって得た利益が損害額とみなされる。
- 2 原産地を誤認させるような虚偽の表示が付された商品を販売すると、刑事罰の対象となる。
- 3 試験研究目的で大学の研究者が他人の営業秘密を使用しても、差止めの対象とならない。
- 4 営業秘密の不正使用者が複数存在している場合、ある不正使用者に対する差止請求権が消滅すれば、他の不正使用者に対する差止請求権も消滅する。
- 5 営業秘密の使用による不正競争については、当該営業秘密の使用料相当額についての 損害賠償を請求することができない。

〔37〕特許出願に関する優先権について、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いく つあるか。

ただし、特に文中に記載したものを除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した各手続が取り下げられ、又は却下されることはないものとする。

- (イ) 発明**イ**について特許出願**A**をした出願人が、出願**A**を出願した日から6月後に、発明**イ**と発明**ロ**について特許出願**B**をしたが、出願**B**の出願時に出願**A**を基礎とする特許法第41条第1項の規定による優先権の主張をしなかった。その後、当該出願人は、出願**B**の出願時に当該優先権の主張をしなかったことについての正当な理由がなくとも、当該優先権を主張することができる場合がある。
- (p) パリ条約第4条D(1)の規定による優先権の主張を伴う特許出願を、同条C(1)に規定する優先期間内に出願できなかった場合、当該優先期間内にその特許出願をすることができなかったことについての正当な理由がなくとも、当該優先期間経過後に、当該優先権の主張を伴う特許出願をできることがある。
- (ハ) 国際特許出願について、特許法第41条第1項の規定による優先権を主張する場合、当該優先権の基礎となる先の出願について仮専用実施権を有する者があるときでも、当該 仮専用実施権を有する者の承諾を得る必要はない。
- (=) 特許出願Aの願書に添付された明細書のみに記載された発明イに基づく優先権の主張が特許出願Bについてされた後、出願Aは出願公開されることなく取り下げられたものとみなされた。発明イは、その後出願公開された出願Bにおいては特許請求の範囲のみに記載されていた。このとき、出願Aの出願日後、かつ、出願Bの出願日前に、出願A又は出願Bのいずれの出願人でもない第三者により、特許出願Cがされた。出願Cに係る発明の発明者は、発明イの発明者とは同一の発明者ではないとき、出願Cとの関係において、発明イは、特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)に規定されている他の特許出願の明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明のいずれにも当たらない。

- (ホ) 外国語書面出願である特許出願 A について、出願 A に係る外国語書面及び外国語要約 書面の日本語による翻訳文が提出されていない状態でも、出願 A に記載された発明に基 づいて優先権を主張して、特許出願 B をすることができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- [38] 商標法におけるマドリッド協定の議定書(以下、「議定書」という。)に基づく特例に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (イ) 国際登録が議定書第6条(4)に規定する、いわゆるセントラルアタックにより日本国を指定する国際登録が取り消された場合、その国際登録に係る商標権であったものについての商標法第68条の32第1項の規定による商標登録出願(国際登録の取消し後の商標登録出願)については、その商標登録出願に係る指定商品又は指定役務が、政令で定める商品及び役務の区分に従っていないものであるときは、そのことを理由に拒絶される。
- (n) 国際商標登録出願について、その基礎とした国際登録が、議定書第8条(7)(a)に規定する個別手数料の納付がないために取り消されたときは、特許庁長官は当該国際商標登録出願を却下することができる。
- (ハ) 国際商標登録出願について、パリ条約第4条の規定による優先権を主張しようとする ときは、出願人は、その旨並びに第一国出願をしたパリ条約の同盟国の国名及び出願の 年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければな らない。
- (二) 国際登録に基づく商標権の存続期間の更新、分割、移転、変更(信託によるものを除く。) 又は消滅は、いずれも国際登録簿により公示されたところにしたがって効力が生じる。
- (ホ) 国際登録に基づく商標権者は、その商標権を放棄することができるが、専用使用権者、 質権者又は通常使用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その商標 権を放棄することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

- [39] 不正競争防止法上の営業秘密に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 成分が営業秘密とされている製品を市場で購入し、その製品を分析して、同一の製品を製造販売することは、不正競争とはならない。
- 2 製造委託取引において、秘密保持を約して、製品の製造方法に関する営業秘密の提供 を受けた会社が、その営業秘密を流用して委託者の競合他社のために当該製品を製造販 売することは、不正競争となる。
- 3 製造工程に関する営業秘密を管理する立場にある競合他社の社員に転職を勧めることは、不正競争とはならない。
- 4 社内で秘密として管理されている、法令に反する廃水の自社工場からの流出に関する情報を、新聞記者に漏らすことは、不正競争とはならない。
- 5 自己の所有する記録媒体に営業秘密のデータを上司の承認を得て保存していた従業員が、当該データの消去を失念したまま退職することは、不正競争となる。

[40] 意匠権の侵害行為に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、いずれの場合も意匠権について、専用実施権の設定は受けておらず、かつ、いかなる者も通常実施権を有していないものとする。

- 1 登録意匠に係る物品の製造にのみ用いる物を譲受け、業としての譲渡のために所持する行為は、当該登録意匠に係る意匠権を侵害するものとみなされる。
- 2 登録意匠に類似する意匠に係る物品の製造に用いることができるが、他の物品の製造 にも用いることができる物を業として使用し、物品を製造する行為は、当該登録意匠に 係る意匠権の侵害とされることはない。
- 3 登録意匠に係る物品の製造にのみ用いるプログラムと共に、他の用途を有するプログラムも記録されている物を業として譲渡する行為は、当該登録意匠に係る意匠権を侵害するものとみなされる。
- 4 登録意匠に係る物品の製造に用いることができるが、他の物品の製造にも用いることができる物を業として生産する行為は、その意匠が登録意匠であること及びその物がその意匠の実施に用いられることを知りながら行われれば、当該登録意匠に係る意匠権を侵害するものとみなされる。
- 5 登録意匠に係る物品の譲渡にのみ用いる物を業として生産する行為は、当該登録意匠 に係る意匠権を侵害するものとみなされる。

- [41] 商標の審判及び登録異議の申立てに関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。
- 1 登録異議の申立てについての審理において、審判官は、当該商標登録の取消しの理由 が登録異議申立人の申し立てない理由であっても、登録異議の申立てがなされた指定商 品について当該商標登録を取り消すべき旨の決定をすることもできる。
- 2 2以上の指定商品の一部について設定の登録がなされた専用使用権を有する者が、専用使用権の設定された指定商品についての登録商標の使用であって、商標権者がその事実を知らなかった場合において、相当な注意をしていたにもかかわらず、他人の業務に係る商品と混同を生ずるものをしたときは、何人も、その専用使用権が設定された指定商品ごとに当該商標登録を取り消すことについて審判を請求することができる。
- 3 登録異議の申立てがあった場合において、当該商標権についての専用使用権者、その 他当該商標権に関し利害関係を有する者は、登録異議の申立てについての決定があるま では、商標権者を補助するため、その審理に参加することができる。
- 4 商標登録がされた後において、その登録商標が商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当するものとなっているときは、利害関係人に限り、そのことを理由として 当該商標登録を無効にすることについて審判を請求することができる。
- 5 商標登録がその商標登録出願により生じた権利を承継しない者の商標登録出願に対してなされたことを理由として当該商標登録を無効にすることについて審判を請求することはできるが、そのことを理由として当該商標登録について登録異議の申立てをすることはできない。

- [42] 著作権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 ある一人の政治家の政治上の公開演説を集めた書籍を出版する行為は、当該演説の著作権の侵害となる。
- 2 映画のサウンドトラック盤の音楽CDを公衆に貸与する行為は、頒布権の侵害となる。
- 3 公正な慣行に合致し、かつ引用の目的上正当な範囲内の引用であったとしても、著作権者によって引用を禁じる旨が明記されている場合には、著作権の侵害となる。
- 4 外国映画に後から付された日本語字幕の著作権は、当該映画の著作物の著作権が保護期間の満了により消滅したときは、同じく消滅したものとされる。
- 5 公立図書館は、映画のDVDを無料で利用者に貸し出す場合、当該映画の著作権者に補 償金を支払う必要がない。

[43] 商標法第3条が規定する商標登録の要件及び第4条が規定する商標の不登録事由に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 商標登録出願に係る商標が、その出願の日後の出願に係る他人の登録防護標章と同一 の商標であって、当該防護標章登録に係る指定商品について使用をするものである場合 に、そのことを理由としては、当該商標登録出願が拒絶されることはない。
- (p) 商標法第3条第1項第6号は、同第1号ないし同第5号には該当しないが、例えば、 地模様、キャッチフレーズ、現元号「平成」のようなものであって、それ自体が自他商 品・役務の識別性を有しない商標に適用される。
- (n) ありふれた氏とありふれた名を結合した氏名を普通に用いられる方法で表示する標章 のみからなる商標は、商標法第3条第2項の規定により、使用をされた結果需要者が何 人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができる商標として認められ た場合を除き、商標登録を受けることができない。
- (二) 商標登録出願に係る商標が自己の氏名である場合、当該氏名が現存する他人の氏名と同一であっても、当該商標につき、その他人の承諾を得ることなく商標登録を受けることができる。
- (ホ) 商品が通常発する音は、商標法第3条第1項第3号に規定される商品の「その他の特徴」を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当する。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

- 〔44〕訂正審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 特許無効審判が請求されていない請求項について特許請求の範囲の減縮を目的とする 訂正の請求をする場合、その訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている 事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでな ければならない。
- 2 特許請求の範囲の減縮を目的とする訂正審判について訂正を認める審決が確定した後、 誤記の訂正を目的とする訂正審判が請求された場合、その訂正は、願書に最初に添付し た明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならな い。
- 3 訂正の請求において、特許法第134条の2第5項に規定する通知(いわゆる訂正拒絶理由通知)がされた場合、請求人及び被請求人に対し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会が与えられるが、被請求人は当該指定された期間内に新たな訂正の請求をすることはできない。
- 4 請求項1及び4について請求項ごとに特許無効審判が請求され、一群の請求項である 請求項3~5に対して訂正の請求がされた後、請求項4についてのみ特許無効審判の請 求が取り下げられた場合、訂正の請求がされた一群の請求項である請求項3~5に対す る訂正の請求は取り下げられたものとみなされる。
- 5 複数の請求項について請求項ごとに訂正審判を請求した場合、一部の請求項の訂正が不要になったときは、訂正した特許請求の範囲において、その一部の請求項の訂正を削除する補正を行うことはできるが、その一部の請求項についてのみ訂正審判の請求を取り下げることはできない。

- [45] 不正競争防止法の不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 **甲**が経営する飲食店の店名が著名となっている場合に、**乙**が草野球チームのチーム名 に当該店名と同一の名称を使用する行為は、不正競争となる。
- 2 **甲**の商品等表示 A が周知となるよりも前から、 **乙**が、表示 A を知らずに、表示 A を付した商品を、**甲**と同一の地域で販売していた場合、**甲**の表示 A が周知となった後に、 **乙**が表示 A の使用を継続する行為は、不正競争となる。
- 3 **甲**の著名表示と類似する表示を、**乙**が自己の商品等表示として商品に付した場合、**乙** がその商品を国内では販売せず、輸出のみを行っているとしても、**乙**の行為は不正競争となる。
- 4 甲の商品等表示と同一のドメイン名について、**乙**が、図利加害目的なく登録を受けた場合には、**乙**が後に、甲の信用を失墜させる目的で当該ドメイン名を使用したとしても、**乙**の行為は不正競争とならない。
- 5 **甲**の商品は安全性に問題があるという虚偽の事実を、**乙**が、メールを使用して不特定 多数の者に知らせる行為は、**甲**と**乙**が競争関係になくとも、不正競争となる。

- [46] 団体商標及び地域団体商標に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 国際登録に基づく団体商標の商標登録出願人が、団体商標の登録主体として認められる法人(商標法第7条第1項に規定する法人)であることを証明する書面を特許庁長官に提出しない場合には、当該書面の提出についての手続の補正が命じられ、これを提出しないと当該団体商標登録出願は却下される。
- 2 団体構成員又は地域団体構成員による登録商標の使用は、商標権者の自己の構成員として、不使用による商標登録の取消しの審判(商標法第50条)において、商標権者の使用とみなされる。
- 3 国際登録に基づく団体商標に係る商標権を移転しようとするときは、その旨を記載した書面を移転の登録の申請と同時に特許庁長官に提出しなくても、商標法第7条第3項に規定する書面を提出すればよい。
- 4 地域の名称と商品の普通名称からなる商標が使用をされた結果、自己又はその構成員の業務に係る商品又は役務を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その商標は、商標法第3条の規定にかかわらず、地域団体商標として、商標登録を受けることができる場合がある。
- 5 団体商標の登録主体として認められるものとしては、一般社団法人その他の社団(法人格を有しないもの及び会社を除く。)等があり、地域団体商標の登録主体として認められるものとしては、商工会、商工会議所若しくは特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人等がある。

- [47] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 2人以上の出願人がある場合において、すべての出願人が共通の代理人又は共通の代表者を選任しなかったときは、受理官庁に国際出願をする資格を有する出願人のうち願書に最初に記載されている出願人は、すべての出願人の共通の代表者とみなされ、指定国の指定の取下げの通告について他の出願人の代わりに署名する権限を有する。
- 2 優先日から16月の期間又は、優先権の主張の補充若しくは優先権の主張の願書への追加により優先日について変更が生じる場合には、変更された優先日から16月の期間のうちいずれか早く満了する期間内であれば、出願人は常に受理官庁又は国際事務局に提出する書面によって、優先権の主張の補充又は追加をすることができる。
- 3 国際調査報告又は17条(2)(a)の宣言は、国際事務局により又はその責任において英語 及び仏語に翻訳される。
- 4 要約が掲載される場合にその要約とともに掲載するよう出願人が示す図は1つに限られない。
- 5 国内出願をした日の翌日以降に、当該国内出願を優先権の主張の基礎として国際出願 をした場合、出願人は、国際出願の受理の日から30月を経過する前にいつでも、国際出 願を取り下げることができる。

- [48] 著作者人格権に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。
- 1 著名な建築家**甲**の設計した住宅について、その所有者**乙**が家族構成の変化に伴い子供 部屋を増築する行為は、**甲**の同一性保持権の侵害とならない。
- 2 小説家**甲**の著した近未来小説について、脚本家**乙**が、当該小説の設定を江戸時代に変 更して、歌舞伎の脚本を創作する行為は、**甲**の同一性保持権を侵害する。
- 3 芸能人**甲**が交際相手**乙**に宛てて書き送った手紙を、**乙**が友人**丙**に見せる行為は、**甲**の 公表権を侵害する。
- 4 画家**甲**の描いた油絵の所有者**乙**が、当該油絵に付された**甲**のサインを消す行為は、そ の油絵を公に展示しない場合でも、**甲**の氏名表示権を侵害する。
- 5 作詞家甲の作詞した楽曲について、歌手**乙**が当該楽曲の歌詞の一部を変えて歌唱する 行為は、**甲**の同一性保持権を侵害する。

- [49] 著作権の帰属に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。
- 1 研究者**甲**が、研究者**乙**の実験データを盗用し、自ら行った実験のデータであると偽って研究論文を執筆した場合、**甲**は当該論文の著作者とはならない。
- 2 **甲**が著した小説を原作として、**乙**が監督して映画が製作された場合、**甲**は**乙**とともに 当該映画の著作物の共同著作者となる。
- 3 芸能人**甲**がライター**乙**に書かせて**甲**の著作名義で出版した小説は、**甲**を著作者とする 旨の合意があり、かつ著作権の対価相当の報酬が**乙**に支払われた場合には、**甲**が著作者 となる。
- 4 **甲**社の社内で使用するために従業者**乙**が職務上作成したプログラムは、**乙**の名前が作成者として明示されている場合には、**乙**が著作者となる。
- 5 歌手**甲**にインタビューして得た情報を元に雑誌記者**乙**が作成した記事は、校正段階で 事実誤認の一部記述を**甲**が修正していた場合でも、**乙**が著作者となる。

- [50] 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律に規定する国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 出願人が2人以上ある場合、国際出願をしようとする者が願書に記載しなければならない事項には、全ての出願人の国籍及び住所又は居所が含まれる。
- 2 国際出願に出願人の氏名又は名称の記載がない場合は、手続の補正をすべきことが命 じられ、指定された期間内に手続の補正をしたときは、当該国際出願が特許庁に到達し た日を国際出願日として認定する。
- 3 国が国際出願をする場合は、特許庁が国際調査を行う国際出願をする者が納付すべき 手数料の一部についても、納付を求められることはない。
- 4 特許庁長官又は審判長は、国際出願の手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときでも、代理人により手続をすべきことを命ずることができない。
- 5 特許庁長官は、国際予備審査の請求がなされた国際出願が発明の単一性の要件を満たしていない場合には、出願人に対し、相当の期間を指定して、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は所定金額に当該請求の範囲に記載されている発明の数から1を減じて得た数を乗じて得た金額の範囲内において政令で定める金額の手数料を追加して納付すべきことを命じなければならない。

[51] 特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(以下「明細書等」という。)の補正に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、特に文中に記載したものを除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」は、特許法第17条の2第1項第1号に規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいい、「最後の拒絶理由通知」は、特許法第17条の2第1項第3号に規定する「最後に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- 1 最後の拒絶理由通知において指定された期間内にした明細書等の補正が、特許法第17 条の2第3項の要件(いわゆる新規事項の追加の禁止)を満たしていない場合、当該補 正は、審査官により却下されることがある。
- 2 最後の拒絶理由通知において指定された期間内にした特許請求の範囲の減縮を目的とする補正は、補正前の請求項に記載された発明と補正後の請求項に記載される発明の産業上の利用分野及び解決しようとする課題が同一でない場合、審査官により却下されることがある。
- 3 特許出願が外国語書面出願である場合、その特許出願人は、最初の拒絶理由通知を受ける前及び最初の拒絶理由通知において指定された期間内のいずれにおいても、外国語書面の翻訳文に記載した事項の範囲内であれば、明細書等の補正をすることができる。
- 4 特許出願人は、最初の拒絶理由通知を受ける前であれば、特許法第48条の7の規定による通知(文献公知発明に係る情報の記載についての通知)を受け、同条の規定により意見書を提出する機会として指定された期間が経過した後でも、明細書等の補正をすることができる。
- 5 最初の拒絶理由通知を受ける前にした補正は、補正前の特許請求の範囲に記載される 事項により特定された発明とその補正後の特許請求の範囲に記載される事項により特定 される発明とが、特許法第37条の発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当してい ない場合、特許法第17条の2第4項に規定する要件(いわゆる技術的特徴の異なる別発 明への補正の禁止)を満たしていないとして、拒絶の理由が通知されることがある。

- [52] パリ条約のストックホルム改正条約に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるかどうかを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとされるが、同一でない発明について得られた特許に関しては独立性は認められない。
- (n) 最初の出願に基づいて優先権を主張しようとする者は、その出願の日付及びその出願がされた同盟国の国名を明示した申立てをしなければならない。そして、当該出願の日付及び当該国名は、権限のある官庁が発行する刊行物(特に特許及びその明細書に関するもの)に掲載されなければならず、当該出願の日付及び当該国名が掲載されなければ、当該優先権の主張は無効とされる。
- (ハ) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願をすることに関し、特許及び実用新案については12月、意匠及び商標については6月の各期間中、優先権を有する。
- (二) 特許には、輸入特許、改良特許、追加特許等の同盟国の法令によって認められる各種 の特許が含まれる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 ~
- 4 4 2
- 5 なし

- [53] 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次の(4) \sim (4) のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) 加盟国は、商標権者及び第三者の正当な利益を考慮することを条件として、商標により与えられる権利につき、記述上の用語の公正な使用等限定的な例外を定めることができる。
- (p) 特許についてのいわゆる強制実施権は、当該強制実施権を享受する企業又は営業の一部と共に譲渡する場合を除くほか、譲渡することができない。
- (ハ) 加盟国は、この協定が対象とする知的所有権の行使に関し、民事上の司法手続を権利者に提供する。被申立人は、十分に詳細な内容(主張の根拠を含む。)を含む書面による通知を適時に受ける権利を有する。当事者は、独立の弁護人を代理人とすることが認められるものとし、また、手続においては、義務的な出頭に関して過度に重い要件を課してはならない。
- (二) 司法当局は、侵害活動を行っていることを侵害者が知っていたか否かにかかわらず、 侵害者に対し、知的所有権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な 賠償を当該権利者に支払うよう命ずる権限を有する。
- (ホ) 暫定措置が被申立人が意見を述べる機会を与えられることなくとられた場合には、暫定措置の通知後合理的な期間内に、当該暫定措置を変更するか若しくは取り消すか又は確認するかの決定について、被申立人の申立てに基づき意見を述べる機会の与えられる審査が行われなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5 つ

[54] 不使用による商標登録の取消しの審判及び商標法に規定する審決取消訴訟に関し、 次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 不使用による商標登録の取消しの審判の請求に係る登録商標が、ローマ字からなる場合において、当該商標権の通常使用権者がその審判の請求の登録前5月から継続して日本国内において、その請求に係る指定商品についてその登録商標を片仮名で表示した商標を使用していることを被請求人が証明すれば、その商標登録はその審判において取り消されることはない。
- 2 不使用による商標登録の取消しの審判の請求人は、その審判の請求に係る指定商品が 「被服」及び「履物」の場合、その審判の審決が確定するまでに、当該指定商品のうち、 「被服」について審判の請求を取り下げることができる。
- 3 不使用による商標登録の取消しの審判において、被請求人が、その審判の請求に係る 指定商品についての登録商標(色彩のみからなるものを除く。)に類似する商標であっ て、色彩を登録商標と同一にするものとすれば、その登録商標と同一の商標であると認 められるものを使用していたことを証明しても、商標登録の取消しを免れない。
- 4 不使用による商標登録の取消しの審判の商標登録を取り消すべき旨の審決に対する審決取消訴訟において、原告(審判被請求人)は、審判において提出できたにもかかわらず提出しなかった当該登録商標が審判の請求の登録前3年以内に通常使用権者によって使用されている事実を、新たな証拠として提出し、使用の事実を立証することができる。
- 5 不使用による商標登録の取消しの審判につき、請求が成り立たない旨の審決に対する 審決取消訴訟において、裁判所は、原告(審判請求人)の請求を理由があると認めると きは、当該審決を取り消すだけでなく、当該商標登録を取り消すべきことを特許庁長官 に命ずる判決をすることもできる。

- [55] 意匠法におけるハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例に関し、次のうち、正しいものは、どれか。
- 1 特許庁長官に国際出願をする場合、日本語で作成した願書を提出することができる。
- 2 国際意匠登録出願は、国際登録の日から日本国での意匠権の存続期間が起算される。
- 3 日本国を指定締約国とする国際出願は、国際公表されることにより、日本国での意匠 登録出願とみなされる。
- 4 国際出願においては一出願に複数の意匠を含むことが許容されているので、国際意匠 登録出願では複数の意匠について一つの意匠権が成立する。
- 5 国際意匠登録出願の出願人は、意匠登録をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があった日から30日以内に個別指定手数料を納付しなければならない。

- [56] 実施権に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。
- 1 ある発明に関し、特許を受ける権利を有しない**甲**による出願について特許権の設定登録がされた後、その発明について特許を受ける権利を有する**乙**が、その特許権の移転の登録を受けた。その移転の登録の際現にその特許権についての通常実施権を有していた**丙**は、その移転の登録の前に、その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者による出願に対してされたものであることを知らないで、日本国内においてその発明の実施である事業をしていた。**丙**は、その実施をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。
- 2 特許権者が、その特許権に係る専用実施権の設定登録の日から、その特許権の存続期間の満了の日まで、その特許発明の実施地域を四国地方に限定したほかは、その特許発明の実施について何らの制限を加えることなく、専用実施権について設定の登録をした。その後、その特許権者が、徳島県において、第三者に対し通常実施権の許諾をしたとしても、その通常実施権は、その専用実施権者に対して効力を有しない。
- 3 特許権者**甲**は、特許出願の日から3年を経過した日に特許権の設定の登録を受けた。 その登録の日から更に4年を経過した日から、**甲**は、その特許発明について適当な実施 を開始し、現在に至るまで継続している。その後、第三者**乙**は、**甲**に対し、その特許権 について、特許法第83条第2項に規定する不実施の場合の通常実施権の設定の裁定の請 求の前提となる協議を求めることはできない。
- 4 特許発明Aの特許権者甲から、その特許権について通常実施権の許諾を受けた**乙**は、 甲が特許発明Aを利用する特許発明Bについての特許権者でもあるときは、**甲**から特許 発明Bに係る特許権について、別途、通常実施権の許諾を受けていなくとも、特許発明 Bを実施することができる。
- 5 特許権者**甲**から通常実施権の許諾を受けた**乙**は、実施の事業とともに通常実施権を**丙**に移転した。このとき、**乙**は、**甲**に移転の通知をした。その後、**丙**は実施の事業とともに通常実施権を**丁**に移転した。この移転について、**丙**が**甲**に通知をすれば、**丁**は**甲**に対し通常実施権の移転を対抗することができる。

[57] 特許法第29条の2 (いわゆる拡大された範囲の先願)及び第39条(先願)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に記載したものを除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権主張も伴わないものとする。

- 1 甲は、外国語特許出願Aの出願人であり、乙は、自らした発明イを特許請求の範囲に 記載した特許出願Bの出願人である。出願Bの出願日は出願Aの国際出願日後であり、 かつ、出願Aの国際公開日前である。出願Aの国際出願日における国際出願の明細書に は甲が自らした発明イ及び発明口は記載されているが、明細書、特許請求の範囲又は図 面の翻訳文には発明口しか記載されていない。この場合においても、出願Aがいわゆる 拡大された範囲の先願であるとして、出願Bは拒絶されることがある。
- 2 甲は、自らした考案イを明細書に記載して実用新案登録出願Aをした後、その実用新案登録出願から3年以内で実用新案権の設定の登録がされる前に、出願Aを特許出願Bに変更した。乙は、出願Aの出願日後、かつ、出願Bへの変更日前に、自らした発明イを特許請求の範囲に記載して特許出願Cをした。出願公開された出願Bがいわゆる拡大された範囲の先願に当たるものとして、出願Cは拒絶されることがある。
- 3 甲は、自らした考案イを明細書に記載して実用新案登録出願Aをし、乙は、出願Aの 出願日後、かつ、出願Aの実用新案掲載公報の発行前に、考案イと同一のものを自ら発 明し、発明イとして特許請求の範囲に記載して特許出願Bをした。出願Aについて実用 新案掲載公報の発行後に、甲は、特許法第46条の2の規定による実用新案登録に基づく 特許出願として、出願Aに係る実用新案登録に基づき、発明イを明細書に記載した特許 出願Cをするとともに、上記実用新案権を放棄した。この場合、出願Aがいわゆる拡大 された範囲の先願に当たるものとして、出願Bは拒絶されることはない。
- 4 甲は、発明イを特許請求の範囲に記載して特許出願Aをした後、出願Aの出願公開前 に出願Aを放棄した。その後、甲は、発明イを特許請求の範囲に記載して特許出願Bを したとしても、発明イについて特許を受けることができる場合はない。
- 5 **甲**は、自らした発明**イ**を特許請求の範囲に記載して特許出願**A**をするとともに出願審査の請求をし、**Z**は、出願**A**と同日に、自らした発明**イ**を特許請求の範囲に記載して特許出願**B**をするとともに出願審査の請求をした。特許庁長官は、**甲**及び**Z**に協議をしてその結果を届け出るべき旨を命じた。この場合、**Z**が協議に応じないときは、出願**A**について特許査定がされ、出願**B**について拒絶の査定がされることがある。

- [58] 関連意匠に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。
- (4) **甲**が意匠**イ**について意匠登録出願を行った後、**イ**に類似する意匠**ロ**と、**ロ**に類似する 意匠**ハ**について、**イ**を本意匠とする関連意匠登録出願を行った。**ハ**は**イ**を本意匠とする 関連意匠として登録が認められない場合がある。
- (p) 甲は自ら創作した意匠**イ**について意匠登録出願**A**を行った日後、**甲**の意思でカタログに掲載して**イ**を公知にした。その後、**甲**が**イ**に類似する意匠**口**を創作し、当該意匠**口**について**イ**を本意匠とする関連意匠登録出願**B**を行った。この場合、上記関連意匠登録出願**B**は、本意匠**イ**の公報発行の日前であれば、新規性喪失の例外の規定の適用を受けなくても、意匠登録を受けることができる。
- (ハ) 甲は、企画段階で創作された意匠イについて意匠登録出願Aを行った日後、イに類似する意匠口と、イには類似しないが口に類似する意匠ハとを創作した。これらの意匠のうち、口が製品化されることとなった。甲はイだけでなく口、ハについても意匠登録を受けることを希望している。このとき、甲は、Aを維持しつつ、口、ハについて出願する際に、出願Aに係るイと、ハとを、口を本意匠とする関連意匠にしてイ、口及びハについて意匠登録を受けることができる場合がある。
- (二) **甲**が意匠**イ**について意匠登録出願を行った後、互いに類似する意匠**口、ハ**について**イ**を本意匠とする関連意匠登録出願を行った。互いに類似する**口、ハ**相互について意匠法第9条第1項及び第2項の規定が適用されることはない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

- [59] 特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 国際予備審査に当たっては、国際調査報告に列記されたすべての文献を考慮に入れる ものとするが、国際調査報告で引用されている文献は、国際予備審査機関により関連が あると認められた場合にのみ国際予備審査報告に列記する必要がある。
- (p) 国際予備審査の請求書が国際事務局に送付され又は提出された場合において、2以上の管轄国際予備審査機関があるとき、国際事務局は、出願人に対し、所定の期間内に国際予備審査の請求書を送付すべき管轄国際予備審査機関を表示するよう求める。出願人が所定の期間内にその求めに応じない場合には、国際事務局の責任において管轄国際予備審査機関を選定し、国際予備審査の請求書を当該国際予備審査機関に送付する。
- (ハ) 国際予備審査機関は、国際出願が規則に定める発明の単一性の要件を満たしていないと認める場合には、出願人に対し、その選択によりその要件を満たすように請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを求めることができる。出願人が所定の期間内にその求めに応じない場合には、国際予備審査機関は常に請求の範囲に最初に記載されている発明を主発明とみなし、当該主発明に係る部分について国際予備審査報告を作成する。
- (二) 国際予備審査機関が、出願人に対し、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないため又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないため、請求の範囲に記載されている発明の新規性、進歩性又は産業上の利用可能性について有意義な見解を示すことができない旨の見解を書面で示し、期間を指定して答弁を求めるとき、指定する期間は、いかなる場合にも通知の日の後1月未満とはされない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

- [60] 特許法に規定する審決等に対する訴えに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。
- (4) 審決に対する訴えは、審決の謄本の送達があった日から30日を経過した後は、提起することができないと規定されているが、審判長は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、附加期間を定めることなく、この30日の期間を伸長することができる。
- (p) 特許庁がする行政処分である審決に対する訴えは行政事件訴訟であるから、その訴訟 手続には、まず行政事件訴訟法の規定が適用され、同法に定めのない事項については、 特許法の規定が適用される。
- (ハ) 特許無効審判の審決に対する訴えにおいて、審決の取消しの判決が確定したときは、 審判官は、さらに審理を行い、審決をしなければならないが、この場合、審理及び審決 の対象となるのは、審決の取消しの判決が確定した請求項についてのみであって、その 他の請求項について審理及び審決がされることはない。
- (二) 審判長は、審判の請求書に請求の理由が記載されていなかったため、請求人に対し、 相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じたが、請求人が指定し た期間内に補正をしなかったことから、請求書を却下する旨の決定をした。審判の請求 人は、審判長がした審判請求書の却下の決定に対し、当該決定の取消しの訴えを裁判所 に提起することができるが、行政不服審査法による不服申立てをすることもできる。
- (ホ)審決取消訴訟において、当事者が、審判手続では取り調べられなかった特許公報を証拠として取り調べることを請求した場合、裁判所は、当該特許公報を証拠として取り調べることはできない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ